

クビアカツヤカミキリ被害木の伐採後の処置について

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日

栃木県環境森林部自然環境課

栃木県農政部経営技術課

1. 伐採木の処分

クビアカツヤカミキリの幼虫は、伐採後の樹木内においても生存・成育が可能であることから、伐採木を放置すると、そこから成虫が発生し、被害拡大の要因となる。

このことから、伐採した被害木については次の(1)の焼却処分を原則とするが困難な場合は(2)又は(3)の処分方法をとることとする。

なお、(1)～(3)の処分に伴い伐採場所から伐採木を移動する場合には、「3. 焼却施設等への運搬の際の逸出防止措置」を行う。また、処分を行うまでの間、伐採木をその場に置いておく場合には、「4. 一時的に保管する場合の逸出防止措置」を行うものとする。

(1) 焼却処分

伐採後の枝幹部は一般廃棄物（事業系を含む）となるため、市町等の焼却施設に運搬し速やかに焼却する。焼却施設によって受け入れ可能な大きさが異なるため、事前に搬入先の焼却施設に確認のうえ、焼却施設の定める形状や大きさに切る又はチップ状にしてから搬入すること。市町で受け入れ困難な場合は民間の一般廃棄物処理施設等に委託することになるが、市町の廃棄物所管課に適切な施設について紹介を求めること。

(2) 微細チップ化

伐採した被害木を、粉碎時及び粉碎後に、チップ内部で幼虫が生き残らないように、チップの長辺を 2 cm 以下又は繊維状となるよう微細チップ化する。

(3) 登録薬剤によるくん蒸

伐採木をガスバリア性（気密性の高い）のビニールシート等で被覆し、登録のある薬剤を用いて薬剤の使用方法に従いくん蒸処理する。この場合、防除効果を高めるため、必ずくん蒸前に太い枝幹には 20～30cm おきに深さ 5 cm 程度の切れ込みを入れる。なお、刺激臭を伴うことがあるため、実施場所や周辺環境に十分配慮する。

【注意】

- ・ 5 月～8 月に成虫が発生することから、被害木の処分はこの時期を避け、原則、9 月～4 月の間に実施し、4 月末までに上記の方法で適切に処分すること。
- ・ 5 月～8 月に伐採し、9 月～4 月に処分する場合には、伐採から処分までの間、「4. 一時的に保管する場合の逸出防止措置」を徹底すること。
- ・ 倒木の危険性等からやむを得ず 5 月～8 月に処分する場合には、「3. 焼却施設等への運搬の際の逸出防止措置」の(1)により措置することとし、仮置きされずに直ちに焼却できる施設において伐採後早急に処分すること。

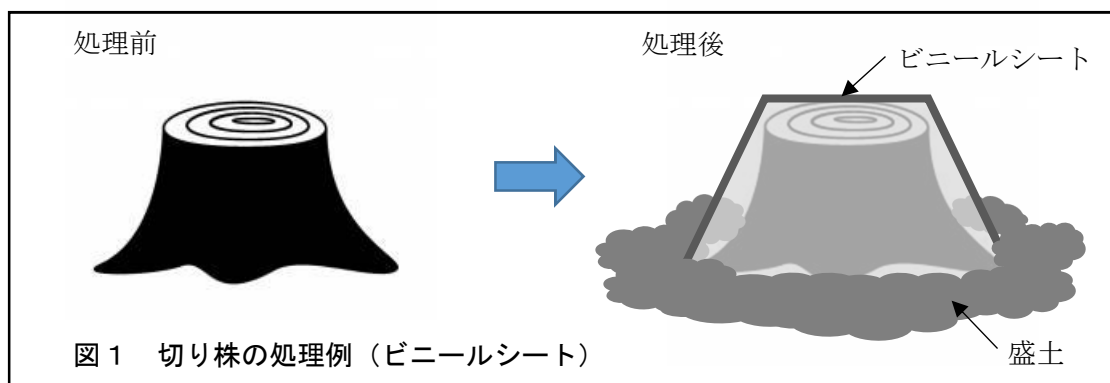
- ・直径2～3 cm程度の細枝でも内部に幼虫が寄生していることがあるため、被害の目立つ部位だけでなく、枝幹は全て適切に処分すること。

2. 切り株の処理

切り株にも幼虫が食入している可能性が高いことから、抜根し、焼却処分することが望ましい。抜根が困難な場合は、切り株から成虫が出てこないように切り株全体をモルタル等で埋める又は成虫にかみ切られないよう厚手のビニールシートで覆うもしくはビニールシートで多重に覆う。

※ ビニールシートで覆う場合は、成虫が脱出する隙間が空かないように、ビニールシートの端を盛土で埋設する等しっかりと塞ぐこと。図1参照。

※ 透明なビニールシートなど中身が見える場合には、成虫発生時期に1、2日ごとに見回りを行い、成虫が確認できたら捕殺する。



3. 焼却施設等への運搬の際の逸出防止措置

(1) 成虫発生時期（5月～8月）

5～8月に伐採せざるを得ない被害木については、仮置きされずに直ちに焼却できる施設を優先する。また、仮置きが必要な場合は、4の(1)のア～エの対応を取るとともに業者に対し、優先的に処分してもらえるよう協力を依頼する。

ア 伐採木を焼却炉に入る大きさに切る。

※ 受け入れ先の焼却施設のルールに従って行う。

イ 目視で確認できる個体を殺処分する。

ウ 1個（枝などは焼却炉に入る大きさのひとまとまり）ずつ網又はビニールシートで隙間の無いように多重巻きに梱包する。

※ 梱包には、伐採木と一緒に燃やしてもよい物を使用する。

エ トラック等に積み込み、梱包した伐採木が落下しないように網やビニールシートで覆いをかける。

※ 覆いは、落下防止のために行うものです。運搬後、再利用が可能。

オ 梱包ごと速やかに焼却炉で焼却する。

※ 梱包した状態で放置すると成虫が網等を破って逸出してしまうため、梱包から焼

却までは速やかに行うこと。

(2) 成虫の発生しない時期（9月～4月）

ア 伐採木を焼却炉に入る大きさに切る。

※ 受け入れ先の焼却施設のルールに従って行う。

イ 目視で確認できる個体を殺処分する。

ウ トラック等に積み込み、枝などが落下しないように網やビニールシートで覆いを掛ける。

エ 速やかに焼却施設で焼却する。

4. 一時的に保管する場合の逸出防止措置

(1) 成虫発生時期（5月～8月）

ア 伐採木全体を網で隙間の無いように覆い、網の端は成虫が脱出する隙間が空かないように盛土で埋設する等しっかりと塞ぐ。

イ 枝などは切断して一か所に集め、上記アと同様の措置を行う。

ウ 1, 2日ごとに見回りを行い、成虫を見つけた場合は捕殺する。

エ 処分（運搬）は成虫の発生しない時期に行うことが望ましい。

※ 成虫発生時期に運搬する必要がある場合には、「3. 焼却施設等への運搬の際の逸出防止措置」の(1)により行うこと。

(2) 成虫の発生しない時期（9月～4月）

ア 枝などが飛散しないように伐採木に網やビニールシートで覆いを掛ける。

イ 成虫の発生しない時期内（4月末）までに処分を行う。